

**令和2年度第3回
沖縄県福祉のまちづくり審議会
議事概要**

【日時】令和3年3月17日(水)10時00分～12時00分

【場所】沖縄県庁6階第1特別会議室

【出席者】委員定数15人のうち15人出席

(会場参加) 親川修会長、清水肇委員、高嶺豊委員、岸本ひとみ委員、上江田繁委員、
波平道子委員、宮城寿満子委員

(WEB参加) 仲本潔委員、田中寛委員、岡野真由美委員、津波古ヨシ子委員、山川朝教委員、
富原加奈子委員、糸数幸恵委員、筒井昌美委員

【公開・非公開の別】公開

【議事概要】

《審議 障害者等用駐車場の適正利用について》

- 前回の審議会では、パーキングパーミット制度（以下「制度」）の導入を答申する方向性は決定。

- 今回の審議会では、制度の対象者の範囲、有効期間、ダブルスペースについて、事務局から配付資料を説明した上で、委員による検討を行った。

- 質疑応答
 - ① 対象者の範囲
 - ・ 対象者は、障害種別ではなく、障害者手帳等の所持者となるのか。
⇒ 導入済みの団体では、障害者手帳の等級等は対象者の基準で、その基準を満たし、かつ歩行が困難な方や歩行の際に配慮が必要な方等が制度対象となっている。

 - ・ 発達障害など、障害者手帳を持っていないが、配慮の必要がある方への対応は。
⇒ 手帳等の基準を満たしていなくても、歩行の際に配慮が必要な方には個別に認めている例もあり、制度導入時にその制度設計をすれば対応することはできる。

 - ・ 導入済み団体で、上肢障害など歩行に問題ないと思われる方が対象な理由は。
⇒ 障害者手帳の等級等の範囲内で、かつ歩行の際に配慮が必要な方等が制度対象となる。上肢障害の中にも、配慮が必要な方もいるのではないかとすることで対象としているものと思われる。

 - ・ 障害者手帳の等級だけで判断することになるのか。元々歩行が困難な方のスペースであり、手帳だけの判断では曖昧にならないか。別の角度での判断が必要ではないか。
⇒ 手帳の等級だけが対象者の要件ではない。また、市町村での対応も含めて、全県的な制度として統一した判断をするためにも、手帳の等級など一定の基準が定められているものと思われる。

- ・ 歩行が困難等の判断方法は、医師が判断するのか、県が判断するのか。
⇒ 導入済みの団体では、申請書の際に、歩行が困難なこと等を自己申告させている例がある。また、手帳等所持者に対して、医師の診断書まで求めている団体はないと思われる。
- ・ 知的障害のA2では本人が運転することは困難。その場合は、同乗者という考え方になるのか。
⇒ 知的障害、精神障害、視覚障害など、ご自身が運転することが想定されにくい方は、そうした方が同乗される場合に対象となる。

② 有効期間

- ・ 妊産婦や、障害のある方で改善が見込めない方などが対象となる中、有効期間については、パターンわけが可能なのか。
⇒ 導入済み団体では、①障害者・高齢者・難病の方、②妊産婦、③一時的なケガ等の3パターンで有効期間が設定されていることが殆ど。妊産婦については、当然その期間があるので、有効期間ではなく、対象者の範囲として整理している。

③ ダブルスペース関係

- ・ ダブルスペースを導入する場合には、施設管理者への補助金などもあるのか。
⇒ 導入済み団体では、新たに設置する区画の「表示」に関して、県において、看板に貼付するステッカーや、三角コーンカバーを作成・配付している例があり、その検討が必要になるとと思われる。

○ 委員からの意見

① 対象者の範囲

- ・ 導入済み団体では、対象者の範囲が広く駐車区画が不足しているという団体もあるので、最初は狭く設定し、検証しながら広げていく方がよいのではないかと。
- ・ 対象者は狭めた方がよい。今でも駐車しづらい状況なので、利用者が増えると更に利用しづらくなる。
- ・ 先行して導入している那覇市においても、駐車しづらい状況がある中で、安易に対象者を広げることは難しいのではないかと。那覇市と同等又は狭い範囲で始めたほうがよいのではないかと。
- ・ 導入済みの那覇市、浦添市で対象者が異なっており、今後県が導入する場合には、全県的な制度として見直しが必要だと思ふ。
- ・ 聴覚障害については、介護をしているときなど障害者用のスペースを利用することもあがるが、一般のスペースを利用することができる。

- ・ 高齢者については、那覇市の制度では対象外となっており、これを対象とした場合には、より駐車スペースが足りなくなることから、そのまま対象外でよいと考える。
- ・ 精神障害者で制度の対象となる方は少ないと思われる。あくまでも、歩行が困難な人が利用できるスペースであることをしっかりと伝えていく必要があると思う。

② 有効期間関係

- ・ 知的障害は、一生涯の障害でよくなるというものではない。障害特性に応じた判断が必要ではないか。
- ・ 障害は永久に続くということが基本なので、事務的な負担も考えると、特に有効期間は求めなくてよいのではないか。ただし、けが人や妊産婦に関しては必要だと思う。
- ・ 障害者、高齢者、難病の方は有効期間はない方が分かりやすい。
- ・ 有効期間がない場合は、許可証を出しっぱなしになるので、より多くの方に配付することになり、駐車スペースが無くならないか。

③ ダブルスペース関係

- ・ 事業者にも協力を依頼することになるので、簡単ではないと思うが、車いす利用者やドアを広く開けて使う人と、そうでない人は区別した方がよい。ダブルスペースは是非進めた方がよい。
- ・ 車いすスペースやダブルスペースについては、スペースを有効活用する研究発表がされている。今後、県でも検討してもらえると、施設管理者も設計者もスペースを有効に活用することができる。
- ・ 事業者としては難しい問題。ただ、理想やあるべき方向性は必要だと思うので、公共施設など導入できるところから始めて、現実的なところで広げていくことができればよいと思う。

④ 今後の審議について

- ・ パーキングパーミット制度の対象者の範囲、有効期間、ダブルスペースについては、審議の状況を各団体に持ち帰ってもらって、次回の審議会までに団体としての意見の集約をお願いしたい。
- ・ 対象者の範囲について、各団体に検討するに当たって、ダブルスペースを前提にするのかどうかで考え方が変わってくると思う。対象者の範囲についてだけ意見を伺うのではなく、ダブルスペースを含めた対象者の考え方について検討すべき。

- ダブルスペースの実施状況に応じて、少しずつ対象者の範囲を広げていく方法が理に適っている。対象者の範囲は、ダブルスペースのことも含めて考えるべき。
- 制度を既に導入している那覇市、浦添市において、どういう障害の方がどれぐらい申請しているのかの情報があれば、対象者の範囲を考える参考になる。両市の状況を確認し、次回審議会で共有してもらいたい。